

令和5年度大磯町教育委員会第11回定例会議事録

1. 日 時 令和6年2月15日(木)
開会時間 午前9時30分
閉会時間 午前10時55分
2. 場 所 大磯町郷土資料館本館研修室
3. 出席者 熊 澤 久 教育長
濱 谷 海 八 教育長職務代理者
曾 田 成 則 委員
トーリー 二葉 委員
末 續 慎 吾 委員
大 槻 直 行 教育部長
植 地 直 子 町民福祉部長
波多野 昭 雄 学校教育課長
北 水 慶 一 生涯学習課長兼生涯学習館長兼郷土資料館長
柳 田 美千代 子育て支援課長兼子育て支援総合センター所長兼子育て支援センター所長
佐 藤 聡 生涯学習課図書館長
辻 丸 聖 順 学校教育課コミュニティ・スクール推進担当主幹兼教育指導係長
須 田 幸 年 学校教育課デジタル教育推進担当主幹
熊 澤 香 織 生涯学習課副課長
田 中 恵 子 (書記) 学校教育課副課長兼教育総務係長
4. 欠席者 なし
5. 傍聴者 2名
6. 付議事項
議案第15号 令和5年度大磯町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の決定について
議案第16号 県費負担教職員の任免に係る内申について
7. 報告事項
報告事項第1号 大磯町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
報告事項第2号 令和6年3月補正予算における教育委員会関連予算要求について
報告事項第3号 事務処理の不手際について
報告事項第4号 学校の休業日の変更について
報告事項第5号 長期休業中の学校閉庁日の設定について
報告事項第6号 今後の町のいじめ対策に係る進捗について
報告事項第7号 第2回いじめ問題対策・調査委員会の開催結果について
報告事項第8号 令和5年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について
報告事項第9号 令和5年度文化財消防訓練の実施結果について
報告事項第10号 大磯町立大磯幼稚園の認定こども園化意見交換会の実施結果について
8. その他

(開 会)

教育長) 皆様、おはようございます。本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまから、令和5年度大磯町教育委員会第11回定例会を開催いたします。本日の会議の内容ですが、付議事項2件、報告事項10件でございます。

本日は5名出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、定例会は成立いたしました。

本日は傍聴を希望される方が見えておりますので、大磯町教育委員会会議規則第12条及び第17条の規定により、傍聴を許可いたします。

暫時休憩します。

～ 休憩 ～

【令和5年度第10回定例会の議事録の承認】

教育長) 休憩を閉じて再開します。

それでは、はじめに「令和5年度第10回定例会議事録」の承認をお願いします。

まず、「令和5年度第10回定例会議事録」は、お手元に配付しました内容のとおりでよろしいでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、「令和5年度第10回定例会議事録」については、ご承認いただいたものとします。

諸行事につきましては執行状況表のとおりです。

本日の議事進行につきましては、はじめに、教育長が臨時代理処理した事項について、報告事項第1号、第2号として報告いたします。

続いて、議案となりますが、議案第16号が人事案件となりますので、議案第15号について審議した後は、報告事項第3号から第10号の順に取扱い、最後に、議案第16号の順で審議を進めてまいりたいと思います。

ご協力をお願いします。

【報告事項第1号 大磯町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例】

教育長) それでは、報告事項第1号『大磯町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例』について、お手元の資料をご覧ください。

2月13日に開催された町議会3月定例会への条例改正のうち、教育委員会関連条例について、臨時に事務を代理し、町長へ申し出たので、規則の定めにより報告をお願いします。

学校教育課長) 報告事項第1号『大磯町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例』について、概要をご報告いたします。

添付資料をご覧ください。

このたびの資料は、2月13日の3月議会初日に議案第3号として議案上程されたものを添付させていただいております。

議案をおめくりいただき、説明資料の1ページをご覧ください。

まず、1. 改正概要になります。

大磯町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例は、大磯町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償の範囲、金額及び支給方法その他補償に関し必要な事項を定めるものです。

このたび、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部が改正され、令和6年4月1日から施行することに伴い、休業補償に係る規定の改正を行うものです。

次に、2. 改正内容になります。

休業補償の支給に係る、休業補償を行わない場合について、「婦人補導院その他これに準ずる施設に収容されている場合」を規定していましたが、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行により、売春防止法第17条の削除による婦人補導院法が廃止されたことから、関係規定の削除を行うものです。

最後に、3. 施行日は、令和6年4月1日とします。

資料の2ページ、3ページ目には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」「売春防止法」「婦人補導院法」の一部を抜粋したものになります。

4ページ目は、条例新旧対照表で、右側が現行、左側が改正案となります。

以上が議案上程した内容になります。

こちらの、「議案第3号『大磯町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例』」は、2月13日の3月議会初日に審議され、全員賛成により可決されましたことをご報告させていただきます。

質疑応答など詳細な審議結果については、3月の教育委員会定例会にてご報告させていただきます。

大磯町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に係る専決報告の内容については、以上でございます。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いします。

<質疑応答> なし

教育長) よろしく申し上げます。

【報告事項第2号 令和6年3月補正予算における教育委員会関連予算要求について】

教育長) 次に、報告事項第2号『令和6年3月補正予算における教育委員会関連予算要求について』、お手元の資料をご覧ください。

2月13日に開催された町議会3月定例会への令和5年度大磯町一般会計補正予算のうち、教育委員会関連予算について、臨時に事務を代理し、町長へ申し出たので、規則の定めにより報告をお願いします。

学校教育課長) 報告事項第2号『令和6年3月補正予算における教育委員会関連予算要求について』、概要をご報告いたします。

添付資料をご覧ください。

このたびの資料は、2月13日の3月議会初日に議案第9号として議案上程されたものうち、関連する部分を一部抜粋しております。

裏面は、議案第9号「令和5年度大磯町一般会計補正予算（第7号）」の議案書で、2枚目以降が説明資料でございます。

主に、説明資料の横表に基づき説明いたします。

横表には下にページ番号が振っており、件数番号に丸が付いているところが、教育委員会関連の補正予算となります。

それでは、議案の概要について、ご報告いたします。

1ページをご覧ください。はじめに歳入です。

No.9の学校教育課、教育費国庫補助金、特別支援教育就学奨励費補助金で、対象事業費の支出見込み減に伴う国庫補助金の減。

2ページをご覧ください。No.20の生涯学習課、教育費寄附金、社会教育費寄附金の増。次に、歳出です。4ページをご覧ください。

No.44から52までが学校教育課になります。

No.44は学校教育指導振興事業で、小学校指導書購入費等の消耗品の増。

No.45は学校職員校務用コンピュータ整備事業で、整備内容の見直し等により、通信運搬費、管理委託料、保守委託料、電子計算機借上料、電子計算機プログラム使用料の減。

No.46は要保護・準要保護児童生徒就学援助事業で、対象者数の見込み減に伴う要保護・準要保護児童生徒就学援助費の減。

5ページにまいりまして、No.47は特別支援教育就学奨励事業で、対象者数の見込み減に伴う特別支援教育就学奨励費の減。

No.48は小学校費の学校運営事業で、支出見込み増に伴う会計年度任用職員期末手当の増。

No.49及びNo.50は、小学校費及び中学校費の、いずれも学校施設・設備維持事業で、執行見込み減に伴う光熱水費の減。

No.51は中学校費の学校昼食運営事業で、事業費の執行見込み等を踏まえ、中学校昼食運営委託料及び中学校昼食支援補助金の減。

No.52は中学校施設・設備改修事業で、入札に伴う事業費の減による工事請負費の減になります。

次のNo.53は子育て支援課の幼稚園施設・設備維持事業で、執行見込み減に伴う光熱水費の減。

次のNo.54からNo.57までは生涯学習課になります。

No.54は図書館維持管理事業で、執行見込み減に伴う光熱水費の減。

No.55は子ども読書推進事業で、社会教育寄附金を財源とした子ども読書推進に係る図書購入費増に伴う消耗品費の増。

No.56は旧吉田茂邸維持管理事業で、執行見込み減に伴う光熱水費の減。

No.57は大磯ゆかりの画家によるアトリエ文化発信事業で、入札に伴う事業費の減による印刷製本費の減になります。

以上が予算計上した内容になります。

こちらの「議案第9号『令和5年度大磯町一般会計補正予算（第7号）』」は、2月13日の3月議会初日に審議され、全員賛成により可決されましたことをご報告させていただきます。質疑応答など詳細な審議結果については、3月の教育委員会定例会にてご報告させていただきます。予定しております。

令和6年3月補正予算における教育委員会関連予算に係る専決報告の内容については、以上でございます。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いします。

<質疑応答>

濱谷委員) 4ページのNo.45、学校教育課のところでございます。学校職員校務用コンピュータ整備事業で、整備内容の見直し等による事業費の減ということで、かなりの減が発生しているんですけども、具体的に、その内容についてちょっとお伺いさせていただければと思います。

学校教育課長) 減の内容でよろしいですか。

濱谷委員) はい。

学校教育課長) 令和5年度、校務支援システムの入替えを行っておりましたが、システム構成等の見直しにより、全体の費用を減額しました。

また、更新時期について、国のデジタル推進の新しい動向で、クラウド化を進めていきな

さいという通知が3月に来たこともあって、当初の計画ですと、9月スタートで予定していたんですけども、それが1月スタートで。ここで変えていかないと、5年間同じ機械を借り上げることになるので、ちょっと遅れましたが、国の進める形にのっとった形で更新したと、そういうことでございます。

教育長) よろしいでしょうか。

その他、1月定例会から本日までの間に、教育長に委任された事務で重要なものに関する
こと、専決した事項に関することについての報告はございません。

【議案第15号 令和5年度大磯町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の決定について】

教育長) それでは、議事に入ります。

議案第15号『令和5年度大磯町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の決定について』を
議題といたします。

書記より、議案の朗読をお願いします。

書記) 議案第15号『令和5年度大磯町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の決定につ
いて』、本文については省略いたします。令和6年2月15日、大磯町教育委員会教育長、熊澤
久。

以上です。

教育長) それでは、事務局から提案理由の説明をお願いします。

教育部長) 議案第15号『令和5年度大磯町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の決定につ
いて』、提案理由の説明をいたします。

本案につきましては、大磯町教育委員会表彰規程に基づく表彰について、大磯町教育委員
会教育長事務委任規則第2条第1項第14号の規定に基づき、被表彰者の決定を求めるもので
ございます。

詳細につきましては、学校教育課コミュニティ・スクール推進担当主幹が説明いたします
ので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

コミュニティ・スクール推進担当主幹) 議案第15号『令和5年度大磯町教育委員会表彰規程
に基づく被表彰者の決定について』、ご説明いたします。

説明資料の資料1をご覧ください。

被表彰者の推薦理由になります。今年度は、第2条第3号該当の児童・生徒のみとなりま
す。

大磯町教育委員会表彰規程及び文化・スポーツ優秀者(団体)表彰要綱に基づき、大磯町
公立小・中学校の課外活動の一環として令和5年1月から令和5年12月までに開催された各
種大会に参加し、優秀な成績をおさめた個人及び団体の表彰対象者について、表彰選考委員
会において選考された者でございます。

議案第15号を再度ご覧ください。

まず、①文化優秀者についてです。

国府小学校から、「第77回全日本学生音楽コンクールピアノ部門東京大会(小学校の
部)」入選の功績により、1名を推薦いたします。

次に、国府中学校から、「令和5年度緑化運動・育樹運動ポスター原画コンクール」金賞
の功績により、2名を推薦いたします。

次に、②スポーツ優秀者についてです。

まず、大磯中学校から、「第57回神奈川県中学校総合体育大会及び第75回神奈川県中
学校水泳競技大会200メートル背泳ぎ4位」の功績により、1名を推薦いたします。

次に、「第57回神奈川県中学校総合体育大会及び第59回神奈川県中学校ソフトテニス大
会男子個人戦3位」の功績により、2名を推薦いたします。

最後に、「第 57 回神奈川県中学校総合体育大会及び第 59 回神奈川県中学校ソフトテニス大会男子団体戦優勝」の功績により、8 名を推薦いたします。

令和 5 年度の被表彰者の推薦は以上になります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

教育長) ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見があればお願いします。

<意見>

トリー委員) すばらしいですね。

それで何か、国府のほうは割と文化的で、大磯の学区はスポーツがという、何か特性も出ていて、なかなか面白いです。ソフトテニス、凄いですね、相変わらずね。すごく子どもたちが頑張っていて、すばらしいと思います。ありがとうございます。

教育長) ほかにいかがですか、よろしいですか。

質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。議案第 15 号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第 15 号『令和 5 年度大磯町教育委員会表彰規程に基づく被表彰者の決定について』は、原案どおりご承認いただいたものとします。

【報告事項第 3 号 事務処理の不手際について】

教育長) 続きまして、報告事項第 3 号『事務処理の不手際について』、事務局より報告をお願いします。

教育部長) 報告事項第 3 号『事務処理の不手際について』、ご報告させていただきます。

事務処理については、機会があるごとに適正に行うよう、所属職員に対し指示をしているところですが、今般、会計年度任用職員に係る不適切な事務処理事案が複数件確認されました。

具体的な内容をご説明いたします。

まずは、生涯学習課の関係になります。

1 件目は、郷土資料館に係る会計年度任用職員の報酬について、学芸員及び学芸補助員 8 人分の予算の承認をいただき、計画通り執行しようとしたのですが、欠員が 1 名生じました。再度採用事務を進めることなく、業務を 7 人に振り分けたため、当初見込んでいなかった 2 人分の期末手当の支払いが生じました。これにより 12 月議会の補正予算において、会計年度任用職員の期末手当を増額する結果となりました。

2 件目は、旧吉田茂邸に係る会計年度任用職員の報酬について、事務補助員 8 人分の予算の承認をいただき、採用事務を進めましたが面接の結果、採用は 7 人となりました。再度採用事務を進めることなく、業務を 7 人に振り分けたため、当初見込んでいなかった 1 人分の期末手当の支払いが生じました。これにより 12 月議会の補正予算において、会計年度任用職員の期末手当を増額する結果となりました。

次の 3 件目は、学校教育課の関係になります。令和 5 年第 4 回 (12 月) 大磯町議会定例会において、会計年度任用職員の期末手当の支給割合の改正として、2.40 月から 2.45 月への改定が行われましたが、その支給月数の改正を見込まず、12 月議会の補正予算にて、期末手当の予算額を減額してしまいました。その結果、その後の予算額に不足を生むことになり、令和 6 年第 1 回 (3 月) 大磯町議会定例会の補正予算において期末手当の増額を計上する結果となりました。

これら 3 件については、担当職員による誤認、過信に基づきセルフチェックを怠ったこと、また別の職員による確認が漏れ、管理職員が決裁文書や資料作成時のミスに気付かなかったことなど、確認機能の不全が主な要因であると考えます。

所属長をはじめ、職員を指揮・監督する立場にある管理職員は、自ら行動し、率先してその手本を示す必要があり、全職員が全体の奉仕者として自覚を持ち、職務に取り組む必要があります。このことから、所属職員に対し、職場全体で厳正な規律の保持と町民の信頼確保に取り組むよう指示をいたしました。

今後の再発防止に向け、次のように具体的に取り組む所存です。

一つ目として、注意不足、慣れや過信が原因による基本的・初歩的なミスが発生していることから、担当職員は、「間違っているかもしれない」という意識を常に持ち、セルフチェックを忘れないように心がけること。

二つ目として、担当職員は、複数の職員が確認できる資料づくりを心がけ、時間に余裕をもって決裁を得られるよう、スケジュール管理を徹底すること。

さらに、三つ目として、教育部内の全ての職員は、他の職員が作成した文書や、別の職員が確認（押印）済みの文書であっても、「間違っているかもしれない」という気持ちで、チェックを疎かにしないこと。

また、四つ目として、教育部内の全ての職員が、各業務を他人事として捉えず、自分事に置き換えて、責任感を持って業務に取り組み、慎重かつ正確に遂行するよう努めること。なお、管理職員は、誤りや違和感を指摘し合える環境づくりを心がけることといたします。

報告は以上であります。大変申し訳ありませんでした。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いします。

<意見>

濱谷委員) 今、部長から再発防止のお話を聞きました。まさしくいちばん大事なのが、全職員が全体の奉仕者という気持ちをしっかりと自覚をするということ。これが自覚されれば、誤認をなくしたり、慣れ、過信、まさにセルフチェックがしっかりできるのかなと思います。今後、もう一度全職員が全体の奉仕者として、町民の信頼確保に基づく取り組みをしていただきたいということを重ねてお願いいたします。

以上です。

トーリー委員) 私も全く同じでございますが、どんなに気をつけても、気を付けすぎるということはないのです。人のやる事ですから、100%ミスがないというふうに、常に行くかという、やっちゃうこともあるかもしれません。ただ、気持ち、それと二重、三重のチェックで、できるだけ防げるものは防ぎたいので、どうぞこの記載されているような取り組みをしっかりとしていただけたいと思います。

もう、この前の総合教育会議でも伺っていますので、あまり気に病まずに、これから気持ちを引き締めてやっていってください。

よろしく願いいたします。

教育長) ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

こういうことのないように、みんな心がけてやっているんですけど、どうしても忙しいというか、追われていることが、精神的にもあって、ミスが見つからなかったのかなというふうに思いましたが、今後ともみんな注意していきたいと思います。

本当に申し訳ありませんでした。

よろしいでしょうか。

【報告事項第4号 学校の休業日の変更について】

教育長) 次に、報告事項第4号『学校の休業日の変更について』、事務局より報告をお願いします。

コミュニティ・スクール推進担当主幹) 報告事項第4号『学校の休業日の変更について』、説明をさせていただきます。資料をご覧ください。

大磯町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則では、第3条におきまして、学年始めの休業は4月1日から4月4日まで、夏季休業は7月21日から8月31日までとされています。

今回は、このうち、令和6年度の夏季休業につきまして、学校から授業日数を確保する等の理由により、7月21日から8月28日までの期間としたいという申請がございました。この申請を受けまして、来年度の2学期の開始を9月1日ではなく8月29日とし、授業日数を確保するという方向で進めていきます。

なお、こちらの変更については、国府小・中学校生沢分校は含まれません。

また、例年、学年始めの休業につきましても変更をしておりましたが、来年度につきましては、土日も含まれないというところもありますので、規則どおり、4月5日入学式、始業式開始というような手続きで今進めております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いします。

<質疑応答>

濱谷委員) 授業数を確保するというので、三日の短縮ということになったわけですが、そんなに時間数が不足してしまうのかどうか、教えてください。

コミュニティ・スクール推進担当主幹) 実は、小学校でいうと6学年ありますので、低学年は十分授業日数は足りている状況はあります。ただ、3年生以上ですと、やはり今回新しく学習指導要領が変わった結果、3・4年生から外国語活動、5・6年生では外国語というような形で、週の中で1時間ずつ増えるような状況もあります。また、様々、教科ではない横断的な学習、様々入ってきているという状況の中で、特に高学年が毎日6時間続けていかないと大変だというような状況で、1日、2日でも増やせることで、何とか年間ですらと、1日は5時間の日をつくれるとか、そういったところもあります。

今回、全ての学年に授業日数確保が当てはまるのかと言われてしまうと、十分足りている学年もあるというところですが、学校全体の中での考え方ということで、小学校も中学校も、1日でも多く授業日数を増やしていくというような形になるかと思えます。

以上です。

濱谷委員) 分かりました。

教育長) よろしいでしょうか。他にはいかがですか。

よろしいでしょうか。

【報告事項第5号 長期休業中の学校閉庁日の設定について】

教育長) 次に、報告事項第5号『長期休業中の学校閉庁日の設定について』、事務局より報告をお願いします。

コミュニティ・スクール推進担当主幹) 報告事項第5号『長期休業中の学校閉庁日の設定について』、説明させていただきます。資料をご確認ください。

期間につきましては、夏季休業中の令和6年8月13日から8月15日までの3日間と、冬季休業中の令和6年12月27日になります。

この設定の理由といたしましては、学校における働き方改革に関する緊急対策を受けまして、学校長等による経営者会議での協議を経た結果、町立学校教職員の働き方改革の一環として、学校閉庁日を設定することとなったためでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いします。

<質疑応答> なし

教育長)

よろしいでしょうか。

【報告事項第6号 今後の町のいじめ対策に係る進捗について】

教育長) 次に、報告事項第6号『今後の町のいじめ対策に係る進捗について』、事務局より報告をお願いします。

コミュニティ・スクール推進担当主幹) 報告事項第6号『今後の町のいじめ対策に係る進捗について』ご説明させていただきます。

先月の教育委員会定例会におきまして、令和5年7月に総合教育会議で協議されました内容を踏まえ、学校のいじめ防止対策の進捗状況については報告させていただきました。

今回は、それ以降の進捗についてのご報告となります。なお、2月8日に開催されました今年度第2回目の総合教育会議においても報告させていただいておりますので、内容として重なる部分が多くあります。ご承知おきいただければと思います。

それでは、資料の内容に沿って、順番にお話をさせていただきます。まず、事前予防対策の強化につきましてですが、いじめ防止に特化した内容だけではなく、そもそも子ども達が毎日受ける普通の授業が楽しく、充実したものにならなければならないという、これはまさに教員の職務の本質の部分の部分を改めて注目しているところです。

今まで、各学校においては、学校研究という形で授業改善に取り組んでいるという状況があります。教員一人ひとりが研究の成果を日常の授業に、普通の授業に反映させていくという当たり前のことを今後も徹底していきたいと。その授業を改善することで、子どもたちが毎日楽しい、わくわくする、いじめなんかしている場合じゃないよというような気持ちになっていくと、そのような考え方で進めていくということでございます。

なお、先月ですが、町長が国府小学校を訪問しました。普通の授業を見学させていただくことで、町長からは、とても大変参考になったと、普段の様子が分かってよかったという話、教員が頑張っている姿を確認できてよかったというふうな感想をいただいております。

次に、「子どもたちが主体となるいじめ防止の取組」ですが、先月末ですけれども、国府中学校生徒会代表者の7名と教育委員会事務局で懇談をさせていただきました。いじめ問題だけでなく、様々な課題について、生徒達の率直な意見を伺うことができ、大変充実した懇談の場となりました。そして、肝心のいじめ対応につきましては、国府地区では、国府平和宣言というのを作成しておりますが、これを、引き続き生徒中心でいじめ防止に取り組んでほしいというようなことをこちらからもお願いするとともに、生徒達からは、学校内でのいじめ防止も当たり前なんですけれども、SNSを使った目に見えないいじめについて不安である旨の発言がありました。事務局からは、ぜひ、生徒会本部の皆さんが中心となって、大人から言われて守る、取り組むではなく、自分達発信でSNSいじめを防ぐ取り組みを考えてほしい、我々大人も一緒に取り組んでいきますよということはお答えさせていただきました。

また、この後なんですけれども、大磯中学校の生徒達が、いじめ防止に向けて学校ピンクシャツデーの開催を検討しているという話を総合教育会議の場では報告させていただきましたが、学校より2月27日に実施するということが決まりましたという報告がありました。当日は、子ども達とともに、いじめ防止について一緒に考える機会とさせていただきたいと考えております。

最後に、「町いじめ防止基本方針の見直し」ですが、この後の報告事項で定例の調査委員会の報告もありますので、こちらで併せて報告とさせていただきます。

以上が、いじめ未然防止に係る対応の進捗状況ですが、資料にもあるとおり、残りまだ1か月ほどありますので、学校のほうで取り組めること、教育委員会で取り組めること、引き続き連携しながら、様々ないじめ防止対策に取り組んでまいりたいと思っております。

報告につきましては、以上です。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いします。

<質疑応答>

濱谷委員) 2月の上旬に行われた第2回総合教育会議の中でも、今ご説明があったような内容を、我々も受けました。そこでも各委員からも意見が出ておりました。今回の場合には、何回も同じことを繰り返しておりますけれども、学校、そして委員会、そして保護者の連携の中で、いじめは絶対あってはいけないよ、という力強い心構えで取り組んでいくということを確認させてください。

トリー委員) あくまでも、やっぱり子どもたちが中心で、主体となって取り組んでいくというのが一番、子どもたちの主体性にすごく期待をするところであります。それはもちろんそうなんですけれども、私、時々、よく気になるのが、学校ではなく、問題が家庭にあった場合、当たりどころがなく学校で、という形で表に、子どもが行動を学校で出してしまう。学校自体じゃなくて家庭に問題があるという、ここの扱いが、やっぱり家庭というのは、そうそう学校側も踏み込んでいけないところなのでね。この辺がちょっと一つ課題として、やっぱり常に残るなというのを、すごくいつも感じているんですよね、何とかならないのか、本当に。でも、家庭の事情、いろいろございますので、そこは踏み込めるところと踏み込めないところとあるので、ここをこの先どういうふうにとというのが、常に気になっているところなんですけど、どのようにちょっとお考えなのかと思って。

コミュニティ・スクール推進担当主幹) ご指摘ありがとうございます。

今までもいじめ対策ということではなく、ご家庭の問題、あれば関係課、あるいは児童相談所なども連携して、学校外の専門機関とともに、ご家庭への対応をするということはさせていただいております。

ただ、どんなご家庭でも、やはり子どもたちも状況によっては、困った姿を出すことはあります。今回、先月お伝えしているところでもありますけれども、資料にもあるとおり、いじめ対策につなぐアプリというものを、新年度からの導入に向けて、今調整を進めているところで、学校が主体的にやるアンケートとプラスして、子どもたちがいつでも自分たちのタイミングで大人にSOSを出せるような取り組みを、1人1台端末を使ってやっていこうというふうに今考えております。そういった子どもたちの発信がすぐできるよというところを利用しつつ、今トリー委員がおっしゃったような、ご家庭での問題に関わらず、何かあった時にすぐ大人が寄り添える、学校としても関係機関とかに連絡できるような体制は、学校と共に作っていきたいというふうに考えております。

あと、報告がちょっと漏れて申し訳なかったんですけど、先月のこの報告をさせていただいたときに、末續委員からも、いじめのそういう役割分担というか、その実際にそれぞれの場を体験するとか、そういうようなやり方もいただいておりますので、今後担当者会だとか、そういった場で、具体的ないじめ防止の指導というところでも紹介をしていこうというふうに思っておりますので、また引き続き、町のいじめ防止対策について、様々ご意見などいただきたいと思っております。

ありがとうございました。

トリー委員) アプリでいつでも子どもが発信できるようにというのはとても素晴らしいですけれども、そのお子さんの性格とか事情によっては、家庭のことはちょっと思っても言いにくい、言えないというお子さんもいると思うので、やっぱり普段のお子さんの学校での様

子、ちょっと先生方も大変ですけれども、アンテナを立てて、ちょっと何かあるんじゃないかなというのでできるだけ拾えるような状態で進めていただきたいと思います。

教育長) ありがとうございます。他にはいかがですか。

末續委員) いじめというのは画一的なものじゃないとは思うんですよね。昨今、多様性というのがあるように、いじめにも種類があるというか。本質的になくなるんですけども、今こういうご時世ですから、第三者の SNS 等の判断が入ってきて、これはいじめなんだと、民意によっていじめとして成立させられる場合もある。いじめというのを断定するのではなくて、今考えているのは大磯町のいじめの問題なので、こういう機会をもって、大磯町はいじめとはいったいどういう気質のものなのかというのを一旦抽出するのもいいのかなというところもあるし、いじめが悪いというふうに断定してしまう、もちろん、そういうものなんですけれども、その質が分からないといつまでたってもいたちごっこになっちゃうので、はたしてどういう質のものなのかと。

さっきトリー委員が言ったように、保護者が介入してそういうふうになってしまっているものがあるのかもしれないし、教育委員は、我々はそういう機関なんじゃないかなと。そういういじめというものを、という感情を全部受け止めるということも大事なんですけど、やっぱりその機能としては、それを解体する、そして断定して、質として捉えて、多様なものですから、Aという人がいじめと思ってもBという人は違う。この地域はこういういじめだけこの地域は違うと。なにせ僕は九州の人間なので、ちょっと関東圏内のいじめの質はちょっと違うなと思うこともありますから、そういうのも含めて、そういう多様性という感覚も含めて判断していく流れになっていくといいのかなと、すごく大変なことですけど、今一度やってみるといいんじゃないかなと思いました。

以上です。

教育長) ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

今のお話、教育委員会でも十分に検討しながら進めていきたいと思っておりますけど、なにしろ、いじめというか、トラブルのない日はないくらい、毎日トラブルが起きていますので、いかにそれをみんなが納得して前へ進めるかというところに大きな課題を持っております。教員も非常に大変に頑張ってくれているんですけど、家庭の協力もないといけないし、地域の協力もないといけないという。今、PTA がというのがなかなか難しい時代だし、コミュニティ・スクールで地域の方も入って、協議会をやっていますので、いろんなところでいじめに対して対応できるようにしていきたいなというふうに思います。

よろしいでしょうか。

【報告事項第7号 第2回いじめ問題対策・調査委員会の開催結果について】

教育長) 次に、報告事項第7号『第2回いじめ問題対策・調査委員会の開催結果について』、事務局より報告をお願いします。

コミュニティ・スクール推進担当主幹) 報告事項第7号『令和5年度第2回いじめ問題対策・調査委員会の開催結果について』ご報告いたします。資料のほうをご確認ください。

1の趣旨から5番の内容までについては、記載のとおりでございます。

では、内容につきまして、順次ご説明をさせていただきます。

まず、協議内容の一つ目として、「令和5年度各学校におけるいじめ認知状況及び対応について」です。事務局よりまず報告をさせていただきました。各学校では、日々子どもたちとの関わりや観察、アンケートの実施を通じて、子どもの小さな訴えを見逃さず、困っていること、不安に思っていることに寄り添い、対応するように、これは共通認識、町として行っております。また、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

一などの専門職、子育て支援総合センターや研究所の教育支援室等と連携を図り、組織として対応を行っていることなども報告をさせていただきました。

この調査委員のほうからは、大人の目が行き届かない場面や時間でのいじめ発生が懸念される声もありましたので、学校内だけではなく、登下校などを含めた地域の方々の方々の多くの人目で子どもたちを見守る大切さというものも再確認したというところでございます。

続きまして、第2回目は、国府小学校で開催をさせていただきましたので、国府小学校の担当者からいじめ対応についての報告もございました。いじめ認知として多い案件の具体例、あるいは毎月行っているアンケートと面接の実施の有効性が報告されました。国府小学校では、アンケートを取った後、全てのお子さんたちと担任が1回は話をするというような取り組みをしています。アンケートには書かなくても、教員との面談で直接話す中で「実は…」ということもあるために、全児童と面談実施するための教員の時間確保、調整は大変ではあるが意味があることではないかというような話がありました。委員の皆様からは教員の負担を心配する声も上がり、専門職の配置について質問される場面や活用を進めるような意見がありました。町としては、町独自のスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置しておりますけれども、今後このへんの時間や人数なども、また改めて学校と共に検討をしてほしいというようなご意見もいただいております。

3番目の町いじめ防止基本方針の見直しと4番の重大事態の公表について、事務局のほうから報告をさせていただいた上で協議を最後に行わせていただきました。委員のほうからは、重大事態への対処について境界線をはっきりさせるようなものをつくってしまうと、なかなか対応として難しい部分もあるのではないかと。方針は方針として、あくまで大きく、あいまいにという言い方ではなかったんですけれども、やはり、含めた記載の仕方をしていることで、一つ一つの事案に、やはり丁寧に対応できるのではないかとというような部分も意見としてはあったというところでございます。

今後につきましては、そこにも書いてありますとおり、基本方針の文言をもう少し簡易な文言に少し変えるというか、別冊みたいな形で、誰もが読みやすい、方針のミニ版みたいなものをつくったほうがいいのかという話もありました。もちろん細かい部分ではつきりさせなきゃいけない部分もあるのではないかとすることは委員さんのほうもおっしゃっていました。改定の方針については特に問題ないですよというご意見でしたので、事務局のほうでも、引き続きその改定について、方針をしっかりと、一つ一つ見直しながら、町としての案をしっかりと示していくことというふうに思っております。

公表については、資料にも書かせていただいたとおり、義務教育段階が終わらないと、やはり公表するのはとても難しいのではないかと。その難しさの理由は、やはり町内の学校数の少なさであるというところでございます。ただし、公表することで、類似のいじめ事案、先ほど末續委員もおっしゃっていましたが、大磯町としての特徴的なもの、いじめの対応の在り方とか、そういうもの皆さんに共有して防止するということにもつながってくるわけですから、公表をしないという言い方は誰一人していないかと。ただ、時期はもう少し慎重に考えなければいけないのではないかとというような部分ではございました。

もちろん今、重大事態の案件もございます。被害の保護者さんのお考え等も含めて、町としてしっかりと公表の基準、考え方。作成した上で、町として決めていくということになってくるのかなというように思っております。

以上が第2回目の調査委員会の中での協議内容等になります。

報告は以上となります。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いします。

<意見>

トーリー委員) 今言った公表については、親御さんの、当然心意的なものもあるでしょうけれど、やっぱり、あくまでもそのお子さんですね。お子さんに後々影響がないように、ここは本当に慎重に、するなということではなくて、せざるを得ない場合もあるでしょうけれども、やはり、あくまで大人の感情ではなくて、お子さんを主体に、公表に関しては慎重に考えてやっていかないといけないだろうなと、つくづく、今ちょっと感じたところでした。

濱谷委員) 確かに、今トーリー委員のお話されたように、問題対策、調査委員会の中でいろいろなご議論もされているでしょうけれども、我々もその内容をこういう定例会で、また報告を受けているわけですから。

かなりこれ、危険な箇所というのが幾つか見受けられることがある。確かにいじめを防止するわけだけれども、今、公表というものが一つのキーワードで出てきましたけれども、終わったことを公表したから、それで、その公表を聞いた者たちが止めるかという、決してそうじゃないので、だからこのへんもしっかりと議論をしていかないと、やはりいじめはなくすのは、しちゃいけないよということを教えていくわけですから、あるいは子どもたちもそれに気づくわけですからね。人が嫌なことはやってはいけないよ。自分に立ち返ろうよ、というふうに、いろいろなやり方で、いじめはやってはいけないよ、命が大切なんだよということを教えていく中で、過去にこういうことがあったよ、これが重大事案事故でこういうふうに悩んだよ。そこまで子どもたちに教えていいのかなという感じですよ。やはり未来を生きていくわけですから、過去を引き継ぐような教え方というのは、僕は基本的には嫌だという感じがいたします。これは僕の個人的な意見でございますので。そんなような意見もあるんだということを考えながら、この委員会の中で、やはりいじめをなくすというよりも、してはいけないという、最上目標で議論をしていただきたいなというふうに思うわけです。

以上です。

教育長) ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

調査委員会でも、どうするという議論になると思います。子どもは今何年生なのかというところも関わってくるし、公表することによって、かえってマイナス材料にならないか。その懸念がどうしても払拭できないので、公表を今までは原則として、していないんですね。今回の件も、これからどうするか。世の中の流れは公表の流れなんです。大きな市なんかはさっと公表するという対応をしているんですけど、大磯町は小さい町なので、公表して大丈夫ですか、という心配が必ずついて回りますので、慎重にやっていきたいと思っています。

被害者と言われている保護者さんの意向も、すごく大事にしていかなきゃいけない、ということになると思います。また、皆さんとお話したいと思います。

よろしいでしょうか。

【報告事項第8号 令和5年度全国体力・運動機能、運動習慣等調査の結果について】

教育長) 次に、報告事項第8号『令和5年度全国体力・運動機能、運動習慣等調査の結果について』、事務局より報告をお願いします。

コミュニティ・スクール推進担当主幹) 報告事項第8号『全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について』、ご報告させていただきます。

まず、例年この調査結果を報告する際には、特に中学生側については、そのお子さんが小学校の時の記録も参考に示してきておりましたが、令和5年度の中学2年生が小学校5年生のとき、つまり、令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、国の調査自体が中止となっておりました。今年度については、小学校時代の参考記録がないというところをあらかじめご承知おきいただければと思います。

表に示されている括弧の中の数値、いわゆるT得点と言われるものですが、単位や

標準偏差が異なる調査結果を比較するために、全国平均値を 50 と換算して相対的位置を示したものであるというふうになっておりますので、その辺も併せてご確認いただきながら見ていただければと。つまり、50 を超えていれば、全国平均より上である。50 を下回ると下であるというような、単純な見方になります。

まず1番、体格に関してですけれども、小学生は男女とも国の平均並み。中学生は、男子は国の平均を上回りましたが、女子はやや下回るという結果になっております。

次に、2ページ目、実技の部分ですけれども、小学生では男女ともに合計点では全国平均値を下回る結果となっております。ただ、個別の種目でいうと、「上体起こし」「長座体前屈」「反復横跳び」では、男女ともに全国及び県の平均を上回っているという状況でございますけれども、「20mシャトルラン」「50m走」は下回るということになっております。

次に、3ページ、中学生男子ですけれども、合計点では全国、及び県の平均値を上回る結果となりました。特に、「上体起こし」や「立ち幅跳び」では、平均値を大きく上回るという結果になっております。「反復横跳び」「ハンドボール投げ」などについては課題が残るという結果になっております。

また、中学生女子につきましては、合計点では平均値を下回る結果となっております。「握力」「50m走」では、国の平均値を上回るか同等の記録となっておりますが、「反復横跳び」「20mシャトルラン」では大きく下回るというところです。

小中ともに、種目によって地域差がすごく出た部分があるのかなというふうに思います。

次に、4ページ以降、児童・生徒の質問紙、学校質問に関してですけれども、特記すべき内容のみ抜粋をしております。小中学校ともに、「運動が好き」「体育の授業が楽しい」という質問に対して、「好き」「楽しい」と回答する割合が、全国及び県と比べると低いことが分かります。これは、先ほど、いじめのところでも報告させていただいた、やっぱり子どもたちがわくわく、毎日楽しく授業を受けるというところと言うと、やはり気持ちの部分では少しかけ離れたところもある。これは今後改善していかなきゃいけない部分かなというふうに認識しています。また、5ページの「授業の中で、目標を意識したり、学習を振り返ったりすることで、「できたり、分かたり」することがあるか」という質問に対して、「いつもある」と回答する割合も、全国及び県と比べると低いということが分かります。やはりこのへんも子どもたちが授業の中で「できた」「分かた」と達成感を得られることで、運動が楽しい、ひいては体育の授業が楽しいという思いにつなげていくことが大事なのではないかと考え、今後の授業改善に努めてまいります。

全体として、今後も、子どもたちの体力・運動能力の向上、運動習慣の確立、生活習慣の改善を図るため、今回の調査結果を検証・改善のサイクルに生かしていきたいと考えております。

令和5年度の国のこの調査結果につきましてはの報告は以上となります。

教育長) ただいま事務局から報告のありました件につきまして、ご質問等があればお願いします。

<意見>

トリー委員) 課題が割とはっきりと出ているかなという感じですから。一番基本はやっぱり、スポーツすることが好きですかという、できる、できないはいろいろあるでしょうけど、何しろ楽しく、好きだ、楽しいという気持ちが何より一番だと思うので、望むのに。それは改善点が、これ、結構結果がはっきり出ているので、それに向かって取り組んでいくしかないのかなという感じですかね。保健体育のほうもできたり分かたりすることがありますかというの、これ、かなり、やっぱり低いのでね、全国と比べると。ちょっと課題が残るかなというところです。

教育長) ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

ン室で行いました。

開催目的といたしましては、町が大磯町立大磯幼稚園の公私連携幼保連携型認定こども園への移行、及び園舎の新築整備の方向性を決定したことにつきまして、町民の皆様にご説明、また、意見交換をさせていただくことを目的として実施いたしました。なお、当日の参加者は、25名でした。

次に2、主な意見等をご覧ください。意見交換会で発言があった主な意見をまとめております。意見としましては、大きく3つの点について、(1)認定こども園移行の方向性に対する意見、(2)認定こども園整備工事や園運営の引継ぎについて、(3)その他として区分いたしました。

いただいたご意見は、主な意見として記載のとおりでございます。

最後に、ただいまご説明させていただきましたとおり、当日は、町立大磯幼稚園の存続を希望する方、一方では待機児童となっており認定こども園の早期開園を希望する方など、様々なご意見をいただいております。

町としましては、待機児童が発生している中で、早期に認定こども園の開園を目指して公私連携幼保連携型認定こども園への移行に方向性を決定しております。事業を進めるにあたっては、進捗状況に応じて説明会等を開催し、また情報提供を行うとともに、その都度、保護者や町民の皆様のご意見をいただきながら、認定こども園移行に伴う不安の解消、軽減に努めてまいります。そして、ご意見にもありましたように、大磯町の子どもたちにとってすばらしい教育保育施設となるよう、事業を進めてまいりたいと考えております。

ご報告は以上です。

教育長) ただいま事務局から説明がありました件につきまして、ご質問、ご意見があればお願いします。

<意見>

トリー委員) こちら、民営化、町営化って、随分いろいろ二転三転して大変でしたけれども、ここでもうはっきり方向性が出てきているので、いろいろご意見もあるかと思えますけれども、きりなくずっと続いていけないので、もう方向性が決まったなら、もうしっかりぶれずに、その間、待機児童のケアも含めて、早い段階で開園できるように推し進めていってください。

よろしく願いいたします。

教育長) ありがとうございます。ほかにはいかがですか。

濱谷委員) 前回の定例会でもお話をいたしましたけど、この主な意見のところの丸印の4つ目ですか、この方が仰っているように、4月には認定こども園を確実に開園させてください。これ、僕はまさに切実な訴えだと思います。今トリー委員も指摘されましたように、もう二転三転してきたわけですから、しっかり、もうぶれないように、そして今、最後にお話しされたように、進捗状況等をしっかりと町民の皆様にご報告をしていくことをしていきながら、大磯の子どもたちにとってすばらしい教育保育施設、町立か民営か、そんな議論も今までやってまいりました。私もその中で話をしてきましたけれども、まさにこの方がお話しされているように、大磯の子どもたちにとってすばらしい教育保育施設ということで、ひとつ、しっかりと進捗状況等を町民の皆さんに情報提供をしていただきたいというように思います。

よろしく願いいたします。

教育長) ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

いよいよ本格的にスタートという運びになるかと思えますけど、担当のほうは本当に苦労されたと思いますが、今の大磯幼稚園で行われているその保育については、本当に皆さんが

ご協力いただいて、すばらしいと。今後変わっても、こども園になってもぜひ継続してほしいという願いがこもっているかなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

【議案第 16 号 県費負担教職員の任免に係る内申について】

教育長) それでは、付議事項の審議に戻ります。

議案第 16 号『県費負担教職員の任免に係る内申について』が人事案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項及び大磯町教育委員会会議規則第 12 条の規定により、審議については、秘密会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) ご承認いただきましたので、議案第 16 号の審議については、秘密会といたします。恐れ入りますが、傍聴の方は退室をお願いします。暫時休憩します。

～ (秘密会) ～

教育長) それでは、休憩を閉じて、公開の会議を再開します。

ただいま、秘密会において、議案第 16 号『県費負担教職員の任免に係る内申について』の審議が、原案どおり承認されましたことをご報告いたします。

【その他】

教育長) 次に「その他」について、何かございますでしょうか。

それでは、事務局からお願いします。

教育部長) 次回の教育委員会定例会は、3月21日、木曜日、午前9時30分から、本庁舎4回第1会議室で開催予定です。3月は、午後からの訪問はございません。

教育長) それでは、以上をもちまして、令和5年度大磯町教育委員会第11回定例会を閉会いたします。お忙しい中、長時間に渡りご審議いただきまして、ありがとうございました。お疲れさまでした。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

令和6年3月21日

教 育 長 熊 澤 久

教育長職務代理者 濱 谷 海 八

委 員 末 續 慎 吾

委 員 トーリー 二 葉

委 員 曾 田 成 則
